

森町行財政改革推進委員会設置規則

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政実現を図るため、森町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、森町行財政改革大綱の策定に係る基本的施策その他行財政改革に関する事項を調査審議する。

2 委員会は、前項の諮問に関連する事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 委員会は、会長及び委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

この規則は、平成17年4月1日から施行する。